

高山市税条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 法人市民税関係

(1) 法人税割の税率の見直し

- ・地方法人税（国税）の創設

区 分	税 率	
	改正前	改正後
法人市民税	法人税額の12.3%	法人税額の9.7%
法人県民税	法人税額の5.0%	法人税額の3.2%
地方法人税	—	法人税額の4.4%

- ・施行期日：平成26年10月1日

2. 軽自動車税関係

(1) 税率の見直し等

①四輪車等

区 分		税 率		重課税率（創設）	
		改正前	改正後		
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※改正後の税率の適用車両は、平成27年4月1日以後に新車登録されるもの

※重課税の適用車両は、新車登録された月から14年を経過したもの

- ・施行期日：平成27年4月1日（ただし、重課税については平成28年4月1日）

②二輪車等

区 分		改正前	改正後
原付	50cc 以下	1,000円	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	1,200円	2,000円
	90cc 超 125cc 以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc 超 250cc 以下）		2,400円	3,600円
雪上車		2,400円	3,600円
小型特殊自動車（農耕作業用）		1,600円	2,400円
小型特殊自動車（その他）		4,700円	5,900円
小型二輪（250cc 超）		4,000円	6,000円

- ・施行期日：平成27年4月1日